

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していたものに対する秘密保持義務の新設	府省名	内閣府
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析	② 遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定 <input type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	※
	⑧ 代替案との比較 <input type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input checked="" type="checkbox"/> 比較なし	
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	
【課題の説明】		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《行政費用に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

行政費用について、「特に行政費用は想定されない。」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、本制度の周知、徹底を図るための費用が発生することが想定される。

#### ○ 内閣府の説明

障害者差別解消支援地域協議会自体が全く新しい制度であるため、秘密保持義務に限らず、本制度全体の周知、徹底のための費用が発生する。

### 《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、分析の結果を示していないが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

#### ○ 内閣府の説明

「5 政策評価の結果」において、秘密保持義務が課されなかった場合の不利益について記述しており、かかる不利益が生じないという便益が、秘密保持義務を課すことがもたらす費用を正当化できることは明らかであると認識。

### 《代替案の設定に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

代替案について、「障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者に対し秘密保持義務を課さない。」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

#### ○ 内閣府の説明

障害者差別解消地域協議会は、地域における障害者差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、国や地方公共団体の機関のほか、NPO法人や学識経験者等を構成員とし、必要な情報の交換や差別に関する相談等を踏まえた取組の協議を行うものである。

代替案として、「秘密保持義務を課さない」とする以外に想定されるものとしては、構成員を他の法令において職務上の秘密保持義務を課されている者に限定することが考えられるが、この場合、NPO法人等の障害者差別の解消において重要な役割を担うと考えられる主体の参加が協議会に参加できなくなり、上記の協議会の趣旨を達成できなくなる。